

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	ナカバヤシ株式会社
【英訳名】	NAKABAYASHI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 湯本 秀昭
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区北浜東1番20号
【電話番号】	大阪(06)6943-5555
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理統括本部経理部長 西内 宏志
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区東坂下二丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3558-1255
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 東京本社長 淡路 克浩
【縦覧に供する場所】	ナカバヤシ株式会社東京本社 (東京都板橋区東坂下二丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日  
2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金12円 総額328,488,588円

ロ 効力発生日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

イ 変更案第14条第 項に株主総会参考書類等の内容情報につき電子提供措置をとる旨を定める。

ロ 変更案第14条第 項に書面交付請求株主に交付する書面の記載事項の範囲限定規定を設ける。

ハ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）を削除する。

ニ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、湯本秀昭、中林一良、前田洋二、淡路克浩、青山伸一および山口伸淑の6氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	187,097	523	0	(注)1	可決 (99.72)
第2号議案 定款一部変更の件	186,884	737	0	(注)2	可決 (99.61)
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件					
湯本 秀昭	186,204	1,417	0	(注)3	可決 (99.24)
中林 一良	186,507	1,114	0		可決 (99.41)
前田 洋二	186,731	890	0		可決 (99.53)
淡路 克浩	186,755	866	0		可決 (99.54)
青山 伸一	186,767	854	0		可決 (99.54)
山口 伸淑	186,514	1,107	0		可決 (99.41)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上